

マージン率の公表など事業内容に関する情報提供(派遣法第23条第5項)

労働者派遣法第23条第5項の定めにより、エム・イー・ジー株式会社の事業内容に関する情報提供を下記の通り行います。

派遣元事業主は、労働者派遣事業を行う事業所ごとの派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合(以下「マージン率」という。)、教育訓練に関する事項など、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当である事項について情報の提供を行わなければならない(法第23条第5項)こととされています。

派遣労働者の数	48人 (1日平均)
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	47 (事業年度当たりの事業所数)
マージン率	29.42%
教育訓練に関する事項	<p>教育訓練の種類：①EXCEL ②CAD操作 ③機械図面の読み方 対象者：①登録スタッフ ②③登録スタッフ及び一般の方 方法：OJT 実施期間：①1日 ②③3日～5日 賃金支給の有無：①②③とも有・無 派遣労働者の費用負担の有無：①有・無 ②③有・無</p>
労働者派遣に関する料金の平均額	18,460円 (派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の平均額)
派遣労働者に関する賃金の平均額	13,029円 (派遣労働者1人1日(8時間)当たりの派遣労働者の賃金の額の平均額)
その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項	<p>福利厚生に関する事項：育児休暇取得率100% 派遣労働者の希望や適性等に応じた派遣先とのマッチング状況等 接客・販売業を得意とします。</p>
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<p>労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 令和3年4月30日) ・協定労働者の範囲(一般事務、秘書、銀行窓口事務、システム設計 機械製造、百貨店販売、百貨店以外の販売に従事する従業員)</p>

※上記、派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、マージン率、労働者派遣に関する料金の平均額及び派遣労働者の賃金の平均額は、事業報告書に記載した前事業年度の実績値です。

情報公開日：2020年5月1日～2021年4月30日

事業所名：エム・イー・ジー株式会社

許可番号：派28-020028

事業所所在地：神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックス アセント ビル